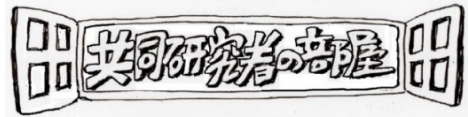


加害から戦争を考える



一裁かれた高崎連隊・BC級戦犯裁判記録から一

群馬大学元講師・歴史学 岩根承成

はじめに

近代日本の戦争、日清・日露戦争から満州事変・日中戦争・アジア太平洋戦争にいたるすべての戦争において、その戦場は、1945年の沖縄戦を除き日本国領域内ではなく、国外・外国領土であった。そのため日本軍の軍事行動は、防衛的ではなく、攻撃的・侵略的性格を帯びるものとなった。

戦地に送り出された兵士が、中国で、東南アジアで、南方諸島で何を行い、何をさせられたのか、兵士を見送った銃後の国民は無関心ではいられない。しかし、厳しい報道管制のもと、閉ざされた情報空間の中にいた国民に、戦地・戦場の真実が伝えられることはなかった。

本稿では、アジア太平洋戦争中の東南アジア（戦地・戦場）における日本軍の軍事行動の一例として、群馬県高崎の連隊がビルマ戦線において強行した住民大量殲滅作戦・ビルマのカラゴン村事件を取り上げる。この事件は戦後、イギリスによる軽戦争犯罪裁判（いわゆるBC級戦犯裁判）において裁かれることとなる。

この事件の『イギリスの対日戦犯裁判記録』（整理番号 WO235/961・イギリス国立公文書館所蔵）は、イギリスがビルマのラングーン市庁舎内に設けた軍事法廷において、1946年3月22日から4月10日のうち17日間に及び開廷された、ビルマのカラゴン村事件に関する対日戦争犯罪裁判の英文タイプ版の記録（A3判・216枚）である。

この記録に基づいて、事件と裁判の概要をまとめておく。



ラングーン市庁舎



ラングーン市庁舎内の軍事法廷

左奥が番号札を胸に付けた14人の被告

（写真はロンドン戦争博物館所蔵）



1. カラゴン村事件の概要一

日本軍によるビルマ・カラゴン村民大量虐殺事件

- ① 時期 1945年7月上旬・アジア太平洋戦争末期
- ② 被害対象 ビルマ東南部、タイ国境付近のインド人部落カラゴン村
- ③ 実行部隊 高崎 歩兵第215連隊第3大隊（第33師団所属）
師団長一連隊長の命令 → 実行は大隊長・中隊長の指揮のもと
- ④ 戦争犯罪
 - ・ 村民虐殺— 260人余の子ども含む、男・女村民600人以上
 - ・ 女性拉致— 若い女性12人（内2人逃亡）
 - ・ 村の物資掠奪

- ・ 村全体焼き払うー 虐殺事件の3日後
- 中国大陸で日本軍が実行した掃討作戦、「家屋を焼き尽くし、人を殺し尽くし、財物を奪いつくす」三光作戦そのものであった。

2. イギリス軍による「BC級戦争犯罪裁判」で裁かれる

- ① ・開廷の時期 1946年3月～4月（開廷期間ー17日間）
・軍事法廷 ビルマのラングーン（現ヤンゴン）市庁舎内
・被告 14人（215連隊の大・中隊長らー8人 ・ 憲兵隊員ー6人）
- ② 容疑ー3点
・第1の容疑ー村民虐殺・第2ー虐待（以上全被告）・第3ー女性拉致（大隊長1人）
- ③ 裁判の争点ー（第i・第ii） 容疑事実を認めたうえで、被告・弁護側の主張
第i イギリス軍を支援したカラゴン村民（敵性部落）への合法的な報復であるー戦争犯罪には当たらない
第ii 上官（師団長・連隊長）の命令を遂行しただけー下級の被告には責任がない
- ④ 判決
第i 住民による支援は、食料の供給・情報や労働・建築材料の提供であった。しかし、日本軍の「報復」は、600人以上に及ぶ男・女・子どもを殺害した点で、道理をはるかに逸脱し、村民による日本軍への侵害の度合いをも、極端に超えている。
第ii 一兵士といえども、不法な上官・国家の命令に服従すべきでない、との考えを明確に示した。
- ⑤ 量刑 【215連隊】 ・絞首刑ー大隊長・市川清義少佐1人 ・銃殺刑ー中隊長3人
・禁固10年刑ー中隊長ら3人 ・無罪ー軍医1人
【憲兵隊】 ・禁固5年刑ー2人 ・禁固7年刑ー1人 ・無罪ー3人
- ⑥ 裁判の問題点ー 命令した師団長と連隊長は、起訴されることなく免罪された。

3. 史料編

- ・『イギリスの対日戦犯裁判記録』（整理番号 WO235/961・イギリス国立公文書館所蔵）
記録内容は、「裁判の概括表」「起訴状」「村民の法廷証言」「被告への尋問」「被告の陳述」「弁護側の陳述」「検察側の陳述」「不起訴の連隊長ら将校2名の供述書」「判決文（判決理由）」「判決に対する有罪被告の嘆願書」「連隊長による部下の減刑願い」「死刑命令書」「死刑執行報告」などである。

【村民の法廷証言】

難を逃れ墓地に隠れて見ていた、カラゴン村村長 Mohd Usoof（男・37歳）の証言

- Q 村人は集められてどのような扱いを受けたのか。どのように監禁されたのか。
- A 叫んだり、うめいたりするのが聞こえた。両手を背中で縛り、長いロープで1人ずつつながぎ、ちょっと離れた井戸まで連れて行かれるのを見た。それから悲鳴を聞いた。
- Q 井戸に連れて行かれて、そこで何が起こったのか。
- A 引きずられ、目隠しされ銃剣で突き刺され、井戸に投げ込まれるのを見た。暗くなった後、子供や女が悲鳴をあげるのを聞いた。
- Q 日本人によって連れ去られた女性について知っているか。
- A 逃げ戻った2人の女性が言うには、12人の女性が日本人に連れて行かれたそうだ。

銃剣で突かれ井戸に放り込まれ、脱出に成功した村民 Abdul Rashid（男・24歳）の証言

Q 井戸に落とされた後、井戸の中で何が起こったのか。

A 一人の男の身体と接触し、彼に誰なのかを尋ねたら、彼は Shaik Ahmed だと答えてくれた。彼と話をし、お互いにロープを解き逃げようと提案し、実際井戸から脱出した。

Q 井戸に放り込まれ、後逃げ出した時、井戸にはどのくらいの人が入れられていたのか。

A 正確には分からないが、足の下にも身体が感じられ、水が私の首の位置まであった。

Q 井戸の中にいたのは、どんな種類の人たちであったか分かるか。

A 男も女も子供もいるのが感じ取れた。

Q あなたは何度くらい銃剣で突かれたのか。

A 5回。（5箇所の傷跡を、裁判官がその場で確認している）

【 第 215 連隊将兵の証言・手記 】

事件直後、他部落の斥候からカラゴン村へ戻った N少尉の証言 （1973年）

【 戦友会誌『弓歩 215 会だより』2号（1973年刊）用に書かれた、N少尉の素原稿の後半部、編集者の判断で掲載されなかった部分 】（原文のまま、但し（ ）内は筆者挿入）

「兵が教えてくれた。『小隊長、井戸を見てごらん』と。そこには前日虐殺された五百数十名の死体が、上からおおわれたアンペラのつぎめから、死体の腹部の浮上していたのが散見された、どの井戸も死体で一杯だった。正に目をおおうの惨状である。（中略）尋問し、拷問し、あげくの果てに、無実の女、子供を『この子だけはお助けを』と叫ぶ母を、母にすがるあどけない泣き叫ぶ子供を、次々になぐり殺して井戸になげ込んだと言う。はじめは男子壮年のためし切りから、無情にも女性の陰部に青竹を挿入し悶絶させたとか、子供をさかさにふり回して井戸の内壁にぶっつけてザクロの如くにわったとか、全く言語道断、悪鬼羅殺の所業、兵のその後の口の端々に、戦争の業火をいまさらながらおぞましく、戦りつをもって綴らなければ（ならないことを悲しいことだと思います。）」

禁固 10 年の刑に服した 武井省三中隊長の手記（『歩兵第二一五連隊戦記』所収・1972年）

（1945年）7月上旬、再度“カラゴン”部落、ダリーの森林一帯の討伐を命令し、お目付け役としてか、師団参謀平沢少佐、東大尉の指揮する憲兵隊まで派遣してきた。降下部隊根拠地の覆滅、そして支那大陸の戦法にならって、部落および協力住民の総抹殺を命じたのである。第1回の討伐の困苦と徒労の上に、マラリア患者続出の各中隊は、無謀な討伐出動に強く反対したが、命令とあらばいたし方もなかった。“カラゴン”部落を全滅させ、さらに森林一帯を数日行動したが、今回もまた、戦果はなく、失望と怒りと消耗だけが残った。（中略）

戦犯について幾多の批判が出されている。しかし日本軍が住民にせよ、投降者にせよ、大なる被害と苦しみを与えたことは厳然とした事実である。誰かが責任を取り、罰を受けることは当然である。ところで誰が裁かれ、罰せられるべきか。

連合国はわれわれを裁いた。師団長、連隊長の命令よりも、実際に部落掃蕩の行動をした市川少佐（大隊長）以下の責任を追及するという態度を取ったのである。戦勝国は正義によって、われわれを罰した。己れ自身の犯した数々の罪を自らは裁くことなく、敗者のみを裁いた。われわれは罰せられたことは当然と思っているし、また、これによって被害者の心が安まるとも思っていない。しかし軍隊という、国家という組織の犯した悪は、どこを罰すればよいのか。心の中での反問は尽きない。

以上は、戦犯となり、刑を終えて帰国した、武井省三の手記「軍事裁判に召喚されて」（『歩兵第二一五連隊戦記』所収）からの抜粋である。中隊指揮官として、カラゴン遠征の命令を直に受け、2回の遠征に従軍した中隊長としての貴重な証言・主張である。

文中、カラゴン遠征命令を「支那大陸の戦法にならって」と書いた時、中国戦線での戦闘経験をもつ第215連隊及び武井にとって、いわゆる三光作戦をビルマで再現することと映ったのであろう。この遠征は、「無謀な討伐出動」であり、「強く反対したが」実行せざるを得ず、実行後「失望と怒りと消耗だけが残った」ものであった。

自らが戦犯となって罰せられたことは「当然」と認識しているが、「無謀な」命令を下した師団長、連隊長の免罪に対しては、憤りが感じ取れる。

おわりに 一戦争責任一

戦争責任は、戦犯となった将兵だけに押し付けて事足りるといった性格のものではない。カラゴン事件で戦犯となり刑を終えて帰国した武井は、前掲「手記」のなかで、自分たちが罰せられたのは当然と思っているが、「軍隊という、国家という組織の犯した悪は、どこを罰すればよいのか。心の中での反問は尽きない」と、戦争責任という重たい問題を我々に投げかけている。

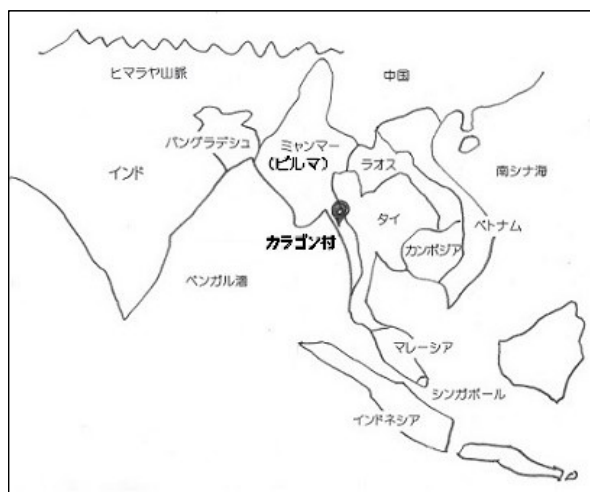
戦犯の責任を免罪するものではないが、侵略戦争の最大の責任は、国家意思として戦争を行い、国民を戦場に送ってアジアの人々や自国民に計り知れない惨害を与えた、国家の責任であり、次いで軍の戦略、作戦の決定、実行に深く係わった指導者にある。しかし、結果的にこれを許し、支えた私たち国民にも責任の一端があろう。あの戦争を自国民の被害の観点だけで捉えるのではなく、それをはるかに上回る被害・惨害を強いられたアジアの人々への加害の側面があった事実を強く認識しておきたい。

いま私たち日本人は、戦争の「被害者意識」に止まることなく、「加害者意識」を強く自覚し、日本の仕掛けた侵略戦争によって受けたアジアの人々の戦争被害・戦争体験に思いをいたし、共有することが求められている。

以上



現在のカラゴン村の人たち（2003年）



カラゴン村の位置